

事業主が行う特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置に関する基本的な指針の一部を改正する件案要綱



厚生労働省発基0827第4号
平成30年8月27日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、「事業主が行う特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置に関する基本的な指針の一部を改正する件案要綱」（別紙）について、貴会の意見を求める。

事業主が行う特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置に関する基本的な指針の一部を
改正する件案要綱

第一 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴い、労働基準法施行規則第五条並びに特定有期雇用労働者に係る労働基準法施行規則第五条の特例を定める省令第一条及び第二条において、使用者は、労働基準法第十五条第一項の規定による労働条件の明示（以下「労働条件明示」という。）を行う場合、書面の交付によることを原則とし、労働者が希望する場合は、次のいずれかの方法によることができるものとされることを踏まえ、労働条件明示に係る規定の整理を行うものとする。

- 一 ファクシミリを利用してする送信の方法
- 二 電子メール等の送信の方法（労働者が電子メール等の記録を出力することにより書面を作成できるものに限る。）

第二 この告示は、平成三十一年四月一日から適用すること。